

天川村オーベルジュ基本計画書作成業務 公募型プロポーザルに関する仕様書

1. 委託業務名

天川村オーベルジュ基本計画作成業務

2. 委託期間

委託契約日から平成 29 年 3 月 31 日まで

3. 業務内容

(1) 基本方針

- ① 施設の役割と機能（天川村の歴史・文化・自然環境等の特性を生かし、新鮮さ、目新しさのある企画・計画）を検討する。
- ② 先進事例などを踏まえ、オーベルジュ整備と周辺施設との融合により期待できる効果を整理する。
- ③ 整備目標・理念・ターゲット・コンセプト（基本的な考え方）整備方針を検討する。

(2) 施設計画・敷地の概要

- ① 周辺環境（インフラ）やアクセス、村内宿泊施設等と競合する課題を整理する。
- ② 交通量等から入込客数、立ち寄り台数等を推計し、駐車場やトイレなどの規模等を算定する。
- ③ 利用条件に伴う法規制、基盤整備状況等を把握する。

(3) 建物の概要・諸室の概要

下記の数値を基準に作成する。

敷地面積	700～800 m ²
延べ床面積	450～550 m ²
客 室	5
食 事 室	1（常に 7 組 14～20 人が快適に食事できるスペース）

- ① 内容・配置・面積・構造を想定した施設の配置・動線計画・建物の平面・施設

デザインなどを検討し、施設整備計画をとりまとめる。

② 平面プラン

(客席エリア) 座席数、椅子等備品

(厨房エリア) 厨房能力、備品等

(宿泊エリア) 客室数、備品等

(その他) 天川村の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした提案

(4) 事業手法・事業主体の検討

施設の整備に向けた事業手法、事業主体、民間事業者、PFI等の活用及び施設の管理運営形態等について検討する。

(5) 管理運営計画

① 施設の管理運営方針及び管理運営体制などについて検討する。

② 営業時間(営業期間)等について検討する。

(6) 施設利用促進方策

施設の利用促進のためのPR方法などについて検討する。

(7) 施設管理運営の収支計画

事業収支の見通しを算定して収支計画を作成する。

(8) 事業化に向けた課題の整理

① 事業化に向けた事業スケジュールを検討し、それに応じた今後の課題を整理する。

(9) その他

① その他利活用に際して必要な業務

② 発注者の指示による業務

4. 成果品

提出する成果品と数量は次のとおりとするが、「要領」で特に記載のない項目については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

(1) 業務報告書(簡易製本)、図面(A3折り込み)	2部
(2) 基本計画書	5部
(3) 基本計画概要版:原稿(白黒両面)	1部
(4) 資料編(調査の過程で収集した資料等)	1部
(5) 上記電子データ(Word、Excel、PDF等)	各1部

5. 貸与品

- (1) 天川村所有の関連資料（写真データ等）
- (2) その他、天川村が必要と認めて提供するもの

6. 支払方法

全額を業務完了後支払うものとする。

7. 契約保証金

契約締結時に天川村契約規則に基づくものとする。

8. 受託者の責務

受託者は、発注者と密接な調整を図り、本仕様書に定めのないことであっても、本業務を行うにあたり考え得る、より適切な方法を提案するなど、1の目的を達成するために業務を遂行すること。なお打合せの内容については、記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。

9. 秘密の厳守

本業務実施中に生じる成果物を、許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。貸与された資料及び成果品については、破損紛失のないよう取り扱いに十分注意するとともに、天川村の指示に従うこと。

10. 著作権の帰属

本業務により作成される成果物の著作権の取り扱いは、以下の定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 著作権法第20条第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。

- (3) 発注者の事前の同意を得なければ著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

11. 撮影許可及び掲載許可等の申請手続

本業務遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は原則的に受注者において対応するものとする。

12. 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本村業務担当者と協議し承認を得ること。

13. 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。また、成果物の納入後、本村において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

天川村は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

14. 打ち合わせ

業務内容の詳細、疑義については発注者と協議すること。また発注者、受託者双方の求めに応じ、随時打ち合わせを行うこと。